静岡市生活保護法施行細則の一部改正について（案）の概要

別紙１

１　規則等の案の題名

　　静岡市生活保護法施行細則の一部改正について（案）

２　規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

３　改正の趣旨及び規則等の案の内容

令和４年４月１日より、生活保護に関する徴収金の一部の滞納処分等の事務を各区福祉事務所生活支援課から福祉債権収納対策課へ移管することに伴い、その事務の委任を受けた職員の身分を示す証票の様式を新たに規定します。

４　規則等を施行する時期（予定）

　　令和４年４月１日